(4)

届　　出　　日　平成23年５月17日

届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　エルエルピー

住所又は所在地　英国　ロンドン市 WC2N 6RH エンバンクメント・プレイス１

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年11月15日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】ロイズ・ティーエスビー・バンク・ピーエルシー 【主たる事務所の所在地】連合王国 EC2V 7HN ロンドン市グレシャム・ストリート25番地	—

(5)

届　　出　　日　平成23年５月31日

届　　出　　者　プライスウォーターハウスクーパース　ケイマン諸島

住所又は所在地　ケイマン諸島 KY1-1104 グランド・ケイマン　ジョージ・タウン　ストラスヴェール・ハウス　私書箱258GT

変更年月日	変更事項	変更内容	
		変更後	変更前
2010年10月22日	財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を行うこととなる外国会社等	【名称】ダイワ・ファンド・シリーズ-ダイワ新興国債券ファンド（通貨選択型）-通貨タワー- -米ドル・コース -豪ドル・コース -NZドル・コース -南アフリカ・ランド・コース -日本円・コース 【主たる事務所の所在地】ケイマン諸島、KY1-1104、グランド・ケイマン、ウグランド・ハウス、私書箱309、メイプルズ・コーポレート・サービシイズ・リミテッド気付	—
2011年５月31日	同上	—	プラチナ・トラスト-日興パーマル・ヘッジファンド連動ファンド（償還時元本確保型）

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２３年（フ）第４５号

兵庫県南あわじ市北阿万筒井540番地２
債務者　上田　　誠
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　水原　祥吾
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月３日午前10時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月26日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２３年（フ）第８３号

滋賀県蒲生郡竜王町大字小口1139番地97
債務者　岡田　章江
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　多賀　安彦
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年９月12日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年８月29日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１７５号

沖縄県沖縄市明道１丁目21番５号
債務者　當山　清哲
１　決定年月日時　平成23年７月８日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　松永　和宏
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年８月31日午後１時30分
５　免責意見申述期間　平成23年８月31日まで
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第６１６号

仙台市太白区東郡山２丁目32番６号、従前の住所仙台市太白区長町３丁目９番25号　プロニティK303
債務者　宮田　敬三
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠山　裕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前11時
５　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６１８号

仙台市青葉区中山台２丁目27番地　ＹＳＫコーポ中山台514
債務者　武田喜代美
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　畠山　裕太
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午前11時10分
５　免責意見申述期間　平成23年９月５日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第２３３号

山梨県山梨市七日市場1036番地１　手塚住宅６
債務者　倉澤　正治
１　決定年月日時　平成23年７月７日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　大西　達也
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月13日午前10時
５　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７１号

甲府市湯村３丁目８番７号
債務者　小澤　正彦
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　清水　　毅
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月28日午後３時
５　免責意見申述期間　平成23年９月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３１号

山形市成沢西３丁目21番19号
債務者　佐藤　高男
１　決定年月日時　平成23年７月８日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　外塚　　功
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年10月27日午前10時40分
５　免責意見申述期間　平成23年９月８日まで
山形地方裁判所民事部